

229 学校校舎転用に關する具体的実施要綱に付通牒

〔昭和十九年四月〕

閣甲第七二号 起  
昭和十九年四月一日 決  
年月日 行  
年月日

(注記2) 内閣書記官長(星野) 内閣書記官(植田)

(加筆・朱書) 〔昭和十九〕年〔四〕月〔二〕日  
内閣書記官長  
各省次官  
情報局總裁  
技術院總裁  
中央航空研究所長

宛

(注記4) 学校校舎転用ニ関スル具体的実施要綱ニ関スル件

標記ノ件本日常會議ニ於テ別紙ノ通決定致候条通牒ニ及ビ候

案(一) 〔加筆・朱書〕 〔昭和十九〕年〔四〕月〔二〕日

内閣官房參事官室  
内閣官房總務課長  
宛(各通)  
内閣官房會計課長  
宛(各通)  
内閣官房總務課長

案(一) 二同ジ

但シ「通牒ニ及ビ候」ノ上ニ「命ニ依リ」ヲ加フ

(注記5) 学校校舎転用ニ関スル具体的実施要綱〔案〕〔採消〕

学校校舎ノ転用ハ左ニ依ル

一 校舎ヲ転用スル場合ノ用途ハ概ネ軍教育用、非常用(非常公用、非常倉庫用、非常病院等)、軍需工場用、其ノ他緊要ナル用途ノ順位ニ依ル但シ当該地方ノ具体的事情ニ応シ特別緊要ナルモノニ付テハ此ノ限ニアラズ

二 校舎ノ転用ハ他ニ利用シ得ベキ適當ノ設備ナキ場合トシ苟モ濫ニ陥ラザルヤウ留意スルト共ニ用途先トノ地理的關係其ノ他具体的事情ニ即シテ之ヲ考慮シ転用ノ基準ハ別記ニ依ル  
三 校舎ノ転用ニ当リテハ教室使用回転數ノ高度化、合併教授、二部教授ノ実施、特別教室ノ普通教室化、代替設備ノ活用等ニ依リ動員セラレザル学徒ノ教育ニ支障ナキヤウ所要ノ措置ヲ講ス

四 校舎ノ転用ハ現地利用ニ依リ移築ハ之ヲ行ハス  
五 校舎ノ転用ハ貸借ノ方法ニ依ルヲ建前トス  
六 校舎ノ転用ニ当リテハ所要ノ部分ヲ存置スルヲ本旨トシ転用部分ヲ明確ニシ且ツ教育上遺憾ナキヤウ措置ス  
地方ノ具体的事情ニ依リテハ二校以上ノ学校ヲ一校舎ニ集約併置スルコトヲモ考慮ス

七 転用校舎ノ用途ノ決定ハ左ニ依ル  
イ 第〔三〕〔二〕項乃至第〔五〕〔四〕項ニ依リ国民学校、中等学校ニ付テハ地方庁、大学高等専門学校ニ付テハ文部省ニ於

テ急速ニ転用校舍ヲ概定ス

口前号ノ概定ニ基キ国民学校、中等学校ニ付テハ地方行政協

議会長ニ於テ關係方面ト連絡シテ所管内府県毎ニ大学高等

専門学校ニ付テハ学校校舍転用ニ関スル件（昭和十八年十

一月二十九日次官會議決定）ニ依ル校舍転用協議会ヲ活用

シ其ノ協議ニ依リ学校毎ニ転用校舍及其ノ用途ヲ決定ス

尚用途ノ決定ニ当リテハ左ノ点ニ留意ス

1 特別ノ事情アルトキハ地方ノ具体的事情ヲ勘案シ二校以

上ノ学校ヲ一校舍ニ集約併置スルコトヲモ考慮ス

2 学徒ノ動員先ト校舍ノ転用先トハカメテ連繋ヲ保タシム

ル如ク考慮ス

ハ前号ノ決定ニ基キ都道府県地方長官ハ転用ニ関スル具体的

措置ヲ行フ但シ大学高等専門学校ニ付テハ文部省之ヲ行フ

別記

校舍ノ転用基準ハ左ニ依ル

一 女子ノ学校ハカメテ之ヲ軍需工場化<sup>〔加筆〕</sup>シ其ノ軍需工場化<sup>〔加筆〕</sup>

セザルモノニ付校舍ノ転用ヲ考慮ス

二 国民学校校舍ハ空襲ニ依ル被害発生時ニ於ケル非常用ト

シテ将来ニ備フルヲ建前トスルモ地方ノ具体的事情ニ応シ

其ノ転用ヲ考慮ス

三 中等学校（男子）校舍ニ付テハ実業学校特ニ商業学校校

舎ノ応用ヲ先ヅ考慮ス

四 大学高等専門学校ニ付テハ教育ニ関スル戦時非常措置方

策ニ基ク学校整備要項（昭和十八年十二月二十一日閣議決

定）ノ実施トモ睨ミ合セ当該学校ノ具体的情況ヲ勘案シ個  
別ノ学校ニ付校舍ノ転用ヲ図ル

〔注記1〕

〔印〕佐野 / 〔印〕佐野

〔注記2〕

〔函〕

〔注記3〕

〔四月四日閣議報告後施行ノコト〕

〔注記4〕

〔朱書〕「二三」〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔極秘〕

〔昭和十九年 公文雜纂 内閣一  
次官會議關係  
卷1〕 2A, 15, 2993